

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 SZANISZLAI Peter

論 文 題 目

Political Development and the Rule of Law in Hungary from Comparative Perspective : Developmental Patterns in Western Europe, Northeast Asia, and Central Eastern Europe (ハンガリーにおける政治発展と法の支配について比較の視点から：西欧、北東アジアおよび中東欧における発展パターン)

論文審査担当者

主 査

	名古屋大学	教授	島田 弦
委員	名古屋大学	教授	山形 英郎
委員	名古屋大学	准教授	岡田 勇
委員	名古屋大学	准教授	西川 由紀子

論文審査の結果の要旨

1. 論文の概要と構成

本論文は、ハンガリーにおける政治開発（Political Development）と法の支配との関係を考察することを目的とし、そのために西欧および北東アジア諸国の政治開発との比較、およびハンガリーにおける議会制と憲法審査に関する実証研究を行っている。

本論文は全7章からなり、そのうち第1章は序章として、第7章は結論として位置づけられている。第2章は諸概念の理論的整理であり、政治開発を政治的協調行動として位置づけるための詳細な先行研究の整理、および「法の支配」を自由主義的法治主義および立憲主義としてとらえるための概念整理を行い、その上で政治開発と法の支配を媒介する問題として制度の「正当性と服従」について論じる。第3章は、それらの概念を政治発展の諸事例の文脈においてさらに明確にするため、西欧諸国（ドイツ、オーストリア、フランス、イタリア）および北東アジア（日本、韓国、台湾）について検討する。これらの国々は、長く強固な民主主義の歴史がない、または途中で挫折した経験を持ちながら、現在は高度な政治開発と「法の支配」を達成した国として選択している。これらの国では、政治的協調行動の条件があった上で、政治開発が実現したが、ハンガリーでは政治的協調の手段として、自由主義的制度としての「法の支配」の諸制度（2/3 多数決制と憲法裁判）を取り入れたことを論じている。

第4章～第6章が本論文の核となるハンガリーに関する事例研究であり、第4章は、ハンガリーにおける「法の支配」を支える政治発展が十分に実現されていない状況について、政治史などから概観する。

第5章は、議会における政治エリートの行動について1990年から2010年までの多数決に関するデータと、憲法裁判所の判決命令への対応のデータから分析する。2/3 多数決規定の趣旨は政党間の合意形成を目的としたものであったが、実際には2/3 多数決による法案採択率は下がり続けている。また、憲法裁判所の判決命令に対しても、議会がその命令（特に立法命令）にしたがう割合が下がっていることをしめした。そして、これは政治的エリートが「法の支配」を軽視するようになったことと、政治的分極化の結果であると論じる。

第6章は、憲法裁判所の判決について、提訴理由と判決理由との比較から一般市民と憲法裁判所の「法の支配」に関する認識の差異について論じる。1990年から2012年までの膨大な事例（5247件）を分析したものである。ここから、一般人からの憲法訴願で最も多いのは、福祉の公正な分配（福祉国家的請求）であり、法的安定性（法治国家的請求）は少ない。他方、憲法裁判所が認容した請求で最も多いのは、権力乱用など法的安定性に関する請求であり、憲法裁判所が狭義の「法の支配」を守る機関として自らを認識していることがわかる。このギャップについて、ハンガリーにとっては外来的である「民主的法の支配」が社会的には弱い正統性しか持っていないと論じている。

以上のことから、ハンガリー（および体制移行を経験した中東欧諸国）は移行過程で、合意形成の追求ではなく、自由主義的民主制度に依存したが、前提条件がととなわないう状況では弱い国家統合と低レベルの政治開発しか達成できなかつたと結論している。

論文審査の結果の要旨

2. 評価

20世紀末、ハンガリーはほかの中東欧諸国と同様に社会主義体制から自由主義体制への体制転換を経験した。この冷戦後の社会において民主化とならび重要な政治目標となったのが「法の支配」の確立である。しかし「法の支配」がどのような条件下において、またどのようなプロセスを通じて確立または挫折するのかは、各国における政治的、社会的条件を無視することはできない。本稿は、ハンガリーを事例とし、「法の支配」の確立には政治エリートの協調的行動が重要な前提条件となることを論じる。他方、「法の支配」に対する政治エリートとその他一般市民との間の認識の乖離が、「法の支配」を保障するための諸制度（憲法裁判所や民主的な議会）の機能不全を招くことも多くの実証データから明らかにしている。

本論文には、次のような学術的貢献が認められる：

(1) 1990年代以降の民主化の波と法整備支援では、その不可欠な構成要素として「法の支配」の諸制度が旧社会主義国・民主化移行国へ各国援助機関や国際援助機関のプログラムとして外部から移入された。しかし、実際に民主的政治プロセス（政治開発）が定着した国はむしろ例外的である。これは1960年代の「法と開発」運動においてすでに指摘された問題と結局同じである。この課題に対して、法学・憲法学と政治学を組み合わせる方法にはオリジナリティがあり、かつ十分な先行研究の批判的研究に基づいていて結論にも説得力がある。

(2) 膨大なハンガリー議会の議事録、および憲法裁判所の判決内容を読み、類型化した上で政治エリート、一般市民および自由主義的民主制度（憲法裁判所）の「法の支配」に関する理解の相違を実証的に明らかにしたことは、これまでにない試みであり、非常に大きな労力を費やしている。この研究の独自性と信頼性を大きく高めている。

以上述べたように、本研究は、十分な先行研究調査に基づく独自の理論的枠組みと、これまでに用いられていなかった資料を利用した実証研究の組み合わせであり、独創性のある研究として博士論文の水準を満たしている。また、この研究は、「法の支配」の政治的意味について、他の体制移行国・民主化移行国のケースについても応用可能な理論・方法を含んでおり法制度・政治制度研究としての学術的価値も高い。

なお、本博士論文の一部は1本の学術論文として『国際開発フォーラム研究』誌において発表されている（査読あり）ことを付言する。

こうした学術的貢献が認められる一方、本論文には次のような問題点も含まれている。

1. 比較研究として七か国の事例を論じているが、「法の支配」については自由主義的民主制度の一部としてしか論じていない。「法の支配」の持つ意味についてもっと深い考察が必要であったのではない。
2. 政治開発については非常に深く論じている一方で、2/3 多数決や憲法審査といった自由主義的民主

論文審査の結果の要旨

制度との関係についての論証にはまだやや飛躍がある。

3. 憲法学では、民主主義と立憲主義の緊張関係は重大な問題として考えられている（何故、憲法は多数決による民主主義的決定を拘束できるのか、または民主的正統性を持たない憲法裁判所あるいは違憲立法審査が、なぜ議会の多数決による民主主義的決定を覆すことができるのか）。この論文はこの問題には答えられていない。

しかし、これらの点は、SZANISZLAI Peter 君が独立した研究者として比較憲法論・政治制度研究に取り組んでいく上での将来の課題であり、本論文の価値や独自性を損ねるものではない。上述のように、本論文は、博士論文としての水準に足りるオリジナリティと学術的価値を十分に有していると判断する。

3. 判定

以上のような審査の結果を基に、本論文は博士（国際開発学）の学位に値するものと判定する。